

豊橋市告示第126号

豊橋市公契約条例施行規則（平成27年豊橋市規則第32号）第4条第2項の規定による労働報酬下限額を、別表のとおり定める。

令和元年 9月26日

豊橋市長 佐原 光一

別表

労働報酬下限額

(令和元年10月1日以降に公告し、又は通知する公契約及び同日以降に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用)

1 工事請負契約

[単位：円（1時間あたり）]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2, 2 2 3	27	普通船員	2, 0 9 8
2	普通作業員	1, 9 0 6	28	潜水士	3, 8 3 1
3	軽作業員	1, 4 5 3	29	潜水連絡員	2, 4 8 3
4	造園工	1, 9 5 4	30	潜水送気員	2, 3 2 9
5	法面工	2, 6 0 8	31	山林砂防工	2, 6 0 8
6	とび工	2, 5 1 2	32	軌道工	3, 7 2 5
7	石工	2, 7 3 4	33	型わく工	2, 5 3 1
8	ブロック工	2, 6 4 7	34	大工	2, 5 2 2
9	電工	2, 0 3 1	35	左官	2, 3 3 9
10	鉄筋工	2, 3 3 9	36	配管工	2, 0 4 1
11	鉄骨工	2, 3 5 8	37	はつり工	2, 3 8 7
12	塗装工	2, 4 7 4	38	防水工	2, 5 0 3
13	溶接工	2, 7 3 4	39	板金工	2, 3 3 9
14	運転手（特殊）	2, 1 8 5	40	タイル工	2, 4 3 5
15	運転手（一般）	1, 9 7 3	41	サッシ工	2, 3 8 7
16	潜かん工	3, 0 3 2	42	屋根ふき工	2, 0 9 7
17	潜かん世話役	3, 5 7 1	43	内装工	2, 6 4 7
18	さく岩工	2, 6 1 8	44	ガラス工	2, 3 1 0
19	トンネル特殊工	3, 2 8 2	45	建具工	2, 1 4 6
20	トンネル作業員	2, 4 2 6	46	ダクト工	1, 9 5 4
21	トンネル世話役	3, 5 1 3	47	保温工	2, 2 4 3
22	橋りょう特殊工	2, 8 0 1	48	建築ブロック工	2, 6 9 5
23	橋りょう塗装工	3, 0 6 1	49	設備機械工	2, 3 2 0
24	橋りょう世話役	3, 1 1 9	50	交通誘導員A	1, 4 5 3
25	土木一般世話役	2, 2 7 2	51	交通誘導員B	1, 2 5 1
26	高級船員	2, 5 9 9			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、974円とする。

2 工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

労働報酬下限額	941円（1時間あたり）
---------	--------------

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、926円とする。